

議案第 5 4 号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
制定について

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を次のよう
に制定しようとする。

平成20年 9 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び
第4項の規定に基づき、議会の議長、副議長及び議員（以下「議員」とい
う。）に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給
方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第 2 条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法等)

第 3 条 議員報酬は、毎月25日（その日が天理市の休日を定める条例（平成元
年3月天理市条例第4号）第1条第1項第1号又は第2号に規定する市の休
日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日前において、その日に最
も近い休日でない日とする。）に支給する。ただし、市長が特に必要があると
認めるときは、別に定める日に支給することができる。

2 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額
に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給す
る。

3 議員が任期満了、退職、失職又は死亡（以下「退職等」という。）により、
その職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

4 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、その月の途中にお
いて議員となり、又は退職等によりその職を離れ、若しくは議員報酬の額に
異動を生じた者の議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによ

り計算する。

5 議員で1年を通じて全くその職務に従事しないものに対しては、議員報酬を支給せず、又は既に支給した議員報酬の全部又は一部を還付させることができる。

(費用弁償)

第4条 議員が、公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

(期末手当)

第5条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「支給基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの支給基準日前1箇月以内に退職等によりその職を離れた者についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの支給基準日現在において前項に定める者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額を基礎として、天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び期末手当の支給方法については一般職の職員の例によるものとし、費用弁償の支給方法については天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表(第2条、第4条関係)

区分	議員報酬の額	費用弁償の額
議長	月額 645,000円	市長の旅費相当額

副議長	月額	558,000円	同上
議員	月額	520,000円	同上